



県章



平成29年
1月10日(火)
第9465号

目次

ページ

告 示

- 道路の区域変更(道路管理課) 2
- 同 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 3
- 同 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課) 3
- 特殊肥料の検査結果の公表(技術支援課) 4
- 土地改良事業の工事の完了(農村整備課) 4

選挙管理委員会告示

- 病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正 5

収用委員会公告

- 収用の裁決手続の開始決定 5
- 同 6
- 同 7
- 同 8
- 同 8
- 公示による通知 9

落 札

- 落札者等の決定(警察本部会計課) 9

■ 告 示

◎群馬県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月10日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	上日野藤岡線	藤岡市藤岡字金井道北1404番の5地先から同市同字同1404番の1地先まで	前	8.9～13.0	26.0
			後	8.9～9.0	26.0

◎群馬県告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月10日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	川原畑大戸線	吾妻郡東吾妻町大字大柏木字前原1802番の1地先から同郡同町大字同字同1915番の1地先まで	前	11.5～50.2	146.7
			後	11.0～24.0	146.7
		吾妻郡東吾妻町大字大柏木字殿原1973番の1地先から同郡同町大字同字同1962番の1地先まで	前	5.9～10.0 12.7～21.2	114.4 143.0
			後	12.4～21.2	143.0
		吾妻郡東吾妻町大字大柏木字殿原2209番の1地先から同郡同町大字同字羽田2299番の1地先まで	前	5.8～10.5 10.5～30.0	122.5 141.1
			後	10.5～30.0	141.1

◎群馬県告示第6号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

平成29年1月10日

群馬県知事 大澤 正 明

小松1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱4号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	沼田市		利根町小松	柿木平	76番
2	同		同	同	同
3	同		同	同	79番
4	同		同	西平	102番

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県沼田土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第7号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

平成29年1月10日

群馬県知事 大澤 正 明

小松2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱6号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	沼田市		利根町小松	柿木平	61番2
2	同		同	ツ、ト入	58番2
3	同		同	同	同
4	同		同	同	14番
5	同		同	同	4番
6	同		同	同	1番

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県沼田土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成29年1月10日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成28年12月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人群馬骨ケアネットワーク
- 3 代表者の氏名 釜谷邦夫
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市西大室町1317番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、一般市民を対象として、「骨粗鬆症」の特徴と治療に関して、幅広く役立つ情報を提供することにより、疾病に対する理解を深めていただくとともに、生活・食習慣の改善を促すなどの疾患啓発活動を通じ、県民の健康寿命延長に寄与することを目的とする。

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査結果を次のとおり公表する。

平成29年1月10日

群馬県知事 大澤 正 明

平成28年10月から同年12月まで収去分

特殊肥料の指定名	生産（輸入又は販売）届出業者	届出名	主な成分の含有量等									備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他の検査	
堆肥	あかぎ園芸株式会社	あかぎとんぷん堆肥	1.00	6.39	2.52	190	960		28.8	20.33		
		ハーベスト堆肥	3.41	0.89	1.13				5.2	45.47		

備考1 分析検査を実施した成分等の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量

2 分析値は、現物当たりの数値である。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり県営土地改良事業の工事が完了したので公告する。

平成29年1月10日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良事業の名称	地区名	工事完了年月日
農村地域防災減災事業 (特定農業用管水路等特別対策)	沼田平	平成28年3月23日

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第1号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

平成29年1月10日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

表2の項中「社会福祉法人潤青会 特別養護老人ホーム真ほろば 同 藤岡1019番地2」を「社会福祉法人潤青会 特別養護老人ホーム真ほろば 同 藤岡1019番地2 老人ホーム ライフゆかり 同 小林975番地1」に改める。

■ 収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成29年1月10日

群馬県収用委員会会長 戸所仁治

- 1 起業者の名称 国土交通大臣 石井啓一
- 2 事業の種類 一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

群馬県吾妻郡長野原町大字林字久森

地番	地目		地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
1587番2	山林	公衆用道路 川欠地	271	272.36 58.60 213.76	272.36 58.60 213.76
1587番6	山林	山林	439	446.57	446.57
1587番9	山林	公衆用道路	535	709.41	709.41
1587番10	保安林	保安林	1728	1778.63	1778.63

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
----	----

井上智子 持分9288分の12 木村光男 持分5160分の6 木村栄一 持分5160分の3 鈴木純之 持分1505分の2	不明 (土地登記記録上の住所) 東京都杉並区西荻南一丁目10番8号 埼玉県さいたま市大宮区寿能町二丁目13番地 埼玉県さいたま市大宮区寿能町二丁目13番地 東京都西東京市東町二丁目13番5-305号
---	---

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
長野原町	吾妻郡長野原町大字長野原66番地の3	使用借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年12月16日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成29年1月10日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁 治

- 1 起業者の名称 国土交通大臣 石井啓一
- 2 事業の種類 一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
群馬県吾妻郡長野原町大字林

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
下原	707番	山林	山林	919	1,536.46	1,536.46
下原	795番	山林	山林	902	1,143.50	1,143.50
久森	乙1723番	畑	原野	16	95.99	95.99

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
北村晴家 持分54分の5	茨城県かすみがうら市下稲吉2607番地8 B-1204

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年12月16日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成29年1月10日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁 治

- 1 起業者の名称 国土交通大臣 石井啓一
- 2 事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
群馬県吾妻郡長野原町大字林字下原

地番	地目		地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
乙598番2	公衆用道路	公衆用道路	82	82.00	82.00
乙600番3	公衆用道路	公衆用道路	42	42.00	42.00
乙616番	公衆用道路	公衆用道路	79	79.00	79.00
丙709番	公衆用道路	公衆用道路	115	115.47	115.47
乙720番	公衆用道路	公衆用道路	49	48.35	48.35
乙723番	公衆用道路	公衆用道路	33	34.57	34.57
丙746番	公衆用道路	雑種地	46	48.68	48.68

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
北村晴家 持分36分の1	茨城県かすみがうら市下稲吉2607番地8 B-1204

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
群馬県	前橋市大手町一丁目1番1号	使用借権
長野原町	吾妻郡長野原町大字長野原66番地の3	使用借権
東京電力パワーグリッド株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	使用借権
東日本電信電話株式会社埼玉事業部群馬支店	高崎市高松町3番地	使用借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年12月16日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成29年1月10日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁 治

- 1 起業者の名称 国土交通大臣 石井啓一
- 2 事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
群馬県吾妻郡長野原町大字林字下原

地番	地目		地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
乙619番1	山林	原野	221	316.56	316.56
乙619番2	宅地	原野	16.52	23.61	23.61

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
北村晴家 持分72分の1	茨城県かすみがうら市下稲吉2607番地8 B-1204

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年12月16日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成29年1月10日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁 治

- 1 起業者の名称 国土交通大臣 石井啓一
- 2 事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
群馬県吾妻郡長野原町大字林字勝沼

地番	地目		地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
1496番2	原野	原野 公衆用道路	1851	1,694.04	1,694.04
				(1,174.46 519.58	(1,174.46 519.58

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
北村晴家 持分540分の1	茨城県かすみがうら市下稲吉2607番地8 B-1204

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
長野原町	吾妻郡長野原町大字長野原66番地の3	使用借権
東京電力パワーグリッド株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	使用借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年12月16日

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、群馬県収用委員会事務局(群馬県県土整備部監理課用地対策室)に保管しており、通知を受けべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成29年1月31日をもって、その通知があったものとみなされる。

平成29年1月10日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁 治

- 1 事件名 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称 平成28年12月20日付け群収用委第30041-11号「第1回審理の開催について(通知)」
- 3 通知を受けべき者の氏名及び住所並びに収用しようとする土地の所在及び地番
 - (1) 氏名 井上智子
 - (2) 住所 不明
 - (3) 土地の所在及び地番 群馬県吾妻郡長野原町大字林字久森1587番2、1587番6、1587番9、1587番10

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成29年1月10日

群馬県警察本部長 小田部 耕 治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 県警ヘリコプター「あかぎ」搭載エンジン(プラット&ホイットニーカナダ式PW206C型)のオーバー・ホール整備の追加整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年11月21日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 MHIエアロエンジンサービス株式会社 愛知県小牧市大字東田中1200番地
- 5 随意契約に係る契約金額 38,728,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
